平成２９年（フ）第２２３号
秋田市寺内堂ノ沢１丁目８番37号
債務者　藤田優紀子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２５号
秋田市川元山下町９番17号　コーポツイン川元　Ａ－104
債務者　平川　義信
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３１号
秋田市広面字樋口113番地８　コーポ山城５号
債務者　及川　　聡
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０６号
徳島県板野郡上板町神宅字釣井窪48番地４
債務者　山根　果純
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６３号
青森県八戸市白銀台１丁目６番地２　県営住宅Ｒ－１－２
債務者　高橋　由美
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
宮城県大崎市古川幸町２丁目２番10号
債務者　遠藤　貞子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
静岡県賀茂郡西伊豆町中498番地の14　フジハイツＣ－102号
債務者　井上　陽子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第８８０号
神戸市北区筑紫が丘９丁目17番地の11
債務者　藤本　智子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２０号
神戸市長田区片山町１丁目20番22号　谷田方、従前の住所神戸市長田区片山町１丁目20番23号　谷田工務店方
債務者　小牧知栄己
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２１号
神戸市長田区宮丘町２丁目３番８号　第一丘町ハウス13号
債務者　揖保　和也
保佐人　揖保　吉雄
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８３号
兵庫県川西市緑台１丁目７番地の101
債務者　樫原　将人
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
鳥取県鳥取市南吉方１丁目114番地４　大賀マンション８号、旧住所鳥取県鳥取市西品治334番地２　プレミネンスＯＴＡ302号
債務者　田中　　翔
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１９号
鳥取県鳥取市富安311番地１　山根アパート３号、旧住所奈良県葛城市八川147番地５晴海ハイツ406号・奈良県葛城市八川123番地６エムハイツ201号
債務者　小林　博樹（旧姓松嶋）
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２７号
愛媛県新居浜市庄内町６丁目８番16号　モンテ　パードレⅠ　202号、前住所神奈川県横浜市神奈川区菅田町900番地
債務者　岩谷　翔吾
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１２８号
愛媛県新居浜市庄内町６丁目８番16号　モンテ　パードレⅠ　202号、前住所神奈川県横浜市神奈川区菅田町900番地
債務者　岩谷　智佳
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２５７号
長崎県長崎市江の浦町９番20号　ＩＭＰＲＯＶＥ202号室、旧住所長崎県西彼杵郡時津町日並郷2102番地２　グランディール中嶋301
債務者　中村　雅美
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係